

○厚生労働省告示第七十五号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号イ(6)中「ロ」を「ニ」に改め、第三号を次のように改める。

三 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成二十七年四月一日前の場合にあつては平成二十八年三月三十一日までの間、平成二十九年四月一日以降の場合にあつては平成三十年三月三十一日までの間）は、前号の要件を満たしているものとみなす。

第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該事業所又は施設等において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、第二号の要件を満たしているものとみなす。